

## 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金の交付については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、福岡市税外収入延滞金及び督促及び延滞金条例(昭和32年福岡市条例第12号)、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、医療的ケアなどを必要とする重度障がい児者等(以下「重度障がい児者等」という。)を受け入れる事業所の整備促進を図り、重度障がい児者等の活動の場を確保するとともに、家族等の介護負担を軽減することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 重度障がい児者等

(ア) 医療的ケア(別表)を要する者

(イ) 障がい支援区分認定調査における行動関連項目のスコア合計が10点以上である者

(ウ) 重症心身障がい(重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態)児者

(エ) その他福祉局長が特に認める者

(2) 生活介護 法第5条第7項に定める生活介護をいう。

(3) 短期入所 法第5条第8項に定める短期入所をいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に定めるところによる。

(1) 重度障がい児者等を受け入れるために必要な施設・設備の改修・修繕

(2) 重度障がい児者等を受け入れるために必要な備品・消耗品の購入

(3) 重度障がい児者等を受け入れる施設の新設

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、前条各号に掲げる直接事業費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち1施設100万円(補助率10/10)を上限とし

て、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- 2 前項により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、障がい福祉サービスや医療機関で運営実績があり、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 法第36条の規定に基づき、生活介護又は短期入所に係る福岡市長の指定を受けた事業者又は指定を受けることが見込まれる事業者であること
- (2) 生活介護又は短期入所において、重度障がい児者等を新たに受入れることを目的に第4条各号に規定する事業を行う事業者であること
- (3) 本市に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと
- (4) 法第36条第3項に規定する欠格事由に該当していないこと

#### (暴力団の排除)

第8条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、申請事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 法人代表者又は役員が、福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助対象者が第2項各号に該当していないか確認をするために、補助対象者に対し、当該申請事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求め、別表3に掲げる関係機関に対して照会を行うことができる。

#### (補助金の交付申請)

第9条 補助対象者が補助を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に添付資料を添えて市長に提出する。

#### (補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助するこ

とが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の実績報告）

第11条 前条により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4条各号に規定する事業を完了した時は速やかに実績報告書（様式第3号）を市長に提出する。

（現地確認の実施）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときで必要があると認められるときは、計画に沿った事業実施であるか現地確認を実施する。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、第11条に規定する実績報告の内容審査及び前条に規定する現地確認の結果、補助することが適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条に規定する補助金の額の確定後、交付決定者の請求により支出する。

（調査又は報告及び公表）

第15条 市長は、補助対象事業の適正かつ効果的執行を期するため、重度障がい児者等の利用状況等の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

2 市は補助金の交付を受けた事業者を福岡市ホームページにて公表する。

3 補助金の交付を受けた事業者は事業所ホームページなどにおいて、受入可能となる対象者（障がい種別、対応可能な医療的ケアなど）を公表する。

（市長の承認）

第16条 補助対象者は、事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（補助金の取消し等）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき

- (3) 生活介護又は短期入所の指定を受けることができなかったとき
  - (4) 補助金の交付対象となる生活介護又は短期入所を設置してから5年以内に指定を取り消されたとき
  - (5) 補助金の交付対象となる生活介護又は短期入所を設置してから6か月以内に当該生活介護又は短期入所事業所を廃止したとき
  - (6) 運営の実態が確認できないとき。ただし、事業者の責によらないやむを得ない事情があると認められる場合については、この限りではない
  - (7) 交付規則又はこの要綱に違反したとき
- 2 前項第6号ただし書で定める事業者の責によらないやむを得ない事情とは、次に掲げる事情とする。
- (1) 利用予定者（利用契約を締結した者に限る。以下この項において同じ。）が死亡したとき
  - (2) 利用予定者が入院したとき
  - (3) 自然災害（被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」）の発生により、利用者の受け入れが困難であるとき
  - (4) 利用予定者が、当該生活介護又は短期入所事業所の継続的な利用ができなかったとき
  - (5) 市長が、その他事業者の責によらないやむを得ない事情があると認めた場合
- 3 市長は、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。
- 4 市長は第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金等）

- 第18条 補助対象者は前条第4項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りではない。
- 2 補助対象者が、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例の規定により計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産処分等の制限）

- 第19条 補助対象者は、第13条に規定する補助金を確定した日（以下「補助金確定日」という）から5年間、第4条に規定する事業の成果物について、目的外使用、廃棄、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。ただし、市長がこれを承認した場合はこの限り

ではない。

(交付の条件)

第 20 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者が行う第 4 条各号に規定する事業には、自己資金及び本補助金のみを財源とし、本補助金以外の国又は地方公共団体等の補助金、交付金その他給付金等を財源に充ててはならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
- (3) 取得財産等のうち取得価格が 1 個 50 万円未満の備品等は、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付規則第 6 条第 2 項の規定による条件に基づき、当該備品等の購入に充てた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間である 5 年を経過した場合は、この限りではない。
- (4) 取得財産等のうち交付規則第 22 条第 2 号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入した備品等又は改修等により設置する機械装置等で、取得価格及び効用の増加価格が 1 個 50 万円以上のものとする。
- (5) 前号に規定する財産は、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付規則第 6 条第 2 項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年後の翌々年度 6 月 30 日までに、市長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (9) 補助対象者は、補助金確定日から 5 年間、本事業に係る収入及び支出を明らかにした

帳簿及び証拠書類を保管しなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱の執行に関し、その他必要な事項は、福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(別表)

医療的ケア	
1 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理 注）人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	
2 気管切開の管理	
3 鼻咽頭エアウェイの管理	
4 酸素療法	
5 吸引（口鼻腔・気管内吸引）	
6 ネブライザーの管理	
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻
	(2) 持続経管注入ポンプ使用
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	
9 皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬など）
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）	
11 継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）	
12 導尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）
13 排便管理	(1) 消化管ストーマ
	(2) 摘便、洗腸
	(3) 浣腸
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置	

(様式第1号)

令和 年 月 日

福岡市長

(申請者)

所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
担当者名・電話 \_\_\_\_\_

福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金 補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請いたします。

1. 事業所の名称等

事業所名 \_\_\_\_\_  
住所 福岡市 区 \_\_\_\_\_  
分類 生活介護 ・ 短期入所 \_\_\_\_\_ ※当てはまるものに○  
定員 \_\_\_\_\_ 名

2. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3. 添付資料

- (1) 事業計画書 (別添1)
- (2) 役員名簿 (別添2)
- (3) 市税に係る徴収金 (市税及び延滞金等) に滞納がないことの証明 (写し)
- (4) 施設・設備整備及び備品購入見積書
- (5) 法人 (申請者) の定款、沿革、登記簿謄本の写し

4. 提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市福祉局障がい施設福祉課  
メールアドレス: syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

(別添1)

## 事業計画書

### 1. 事業所情報

- (1) 事業所名 \_\_\_\_\_
- (2) 住所 福岡市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_
- (3) 分類 \_\_\_\_\_ 生活介護 ・ 短期入所 (福祉型・福祉型強化・医療型) \_\_\_\_\_
- (4) 定員 \_\_\_\_\_ 人
- (5) 契約者数 全体 \_\_\_\_\_ 人、うち、重度障がい児者等 \_\_\_\_\_ 人  
※補助金の申請を行う時点での契約者数を記載してください。
- (6) 事業所の特徴 \_\_\_\_\_

### 2. 受入れ予定の重度障がい児者等の人数

	生活介護	短期入所
医療的ケアが必要	人	人
強度行動障がいがある (行動関連項目スコア合計 10 点以上)	人	人
重症心身障がいに該当 (重度の知的障害かつ肢体不自由)	人	人
その他	人	人

### 3. 本事業に係る資金計画

(単位:円)

	内 容	金 額
収入	福岡市補助金	
	収入計	
支出		
	支出計	

4. 事業スケジュール

事業着手時期	<u>令和</u>	<u>年</u>	<u>月</u>
事業完了時期	<u>令和</u>	<u>年</u>	<u>月</u>
新たな重度障がい児者等の受入時期	<u>令和</u>	<u>年</u>	<u>月</u>

(別添2)

## 役員名簿

	役職名	氏名	氏名	生年月日			
		か(半角) (姓と名は半角スペースで分ける)	漢字 (姓と名は全角スペースで分ける)	元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月	日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

### ※入力上の留意点

1. この役員名簿により収集した個人情報については、福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱に基づく照会確認に使用します。
2. 外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。
3. アルファベット氏名はカタカナで入力すること。
4. 常用漢字ではない文字が氏名に使用されている場合は、簡体字を当てるか、空白とすること。

(様式第2号)

福障施第 号  
令和 年 月 日

(申請者) 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(福祉局障がい者部障がい施設福祉課長)

福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金について、福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、同条に基づき通知します。

記

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

**【留意事項】**

- ・本補助金は、重度障がい者の受入に係る費用に充てること。
- ・福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱に従うこと。
- ・本補助金の使途については、暴力団等への利益となる行為へは使用しないこと。

(様式第3号)

令和 年 月 日

福岡市長

(申請者)

所在地 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_  
担当者名・電話 \_\_\_\_\_

福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け福障施第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記の通り報告します。

記

1. 実績額 金 \_\_\_\_\_ 円
2. 補助対象施設 事業所名: \_\_\_\_\_
3. 事業完了年月日 令和 年 月 日  
※完了年月日が確認できる領収証、納品書等を添付してください。

4. 収支報告

	内 容	金 額
収 入	福岡市補助金	
	収入計	
支 出		
	支出計	

